

- 六、現在機關雜誌の收入、支出の内容及に編算員の優劣
- 七、第三項及び第四項の役員及び事務員雇入の給料に現在の確實なる收入金の内より第五項の事務費及び機關雜誌の經營費(收入金を引きたる不足金)を引去りたる殘額を以て之れに割當つること
- 役員は收入不足の場合は收入金より主事以下事務員雇入の給料及び第四、第五、第六項の費用及び積立金を引去りたる殘額の割當にて満足し何等の苦情を申出でざること、し絕對に異議なきや
- 八、現在各團體の役員多數に過ぎ之れを悉く新組合の役員として收容すること能はざる場合に於て其の收容に減じたる人々に於て絕對に異議なきや
- 九、創立費の豫算金額及び其の財源如何
- 十、第四項の役員配置の豫想案如何に拘らず役員の任命配置其他一切の人事及び業務に關しては全部組合長に一任することに對し絕對に異議なきや若しあらば其の意見如何
- 十一、組合は我海運を根據とし至誠一貫主義の下に海員としての資格を充實し以て會員の幸福、生活の安定及び地位の向上を計るを以て目的とするの方針を執ること、し荷も輕率妄動を敢てせざること
- 十二、組合の完結は前項の信條を以て立案することに異議なきや
- 十三、組合の役員は第十一の目的を遂行するに當り之れを實踐射行的に實現するの自覺と自信を有する人たるべく荷も人格及び物質上に關し社會より指彈せられ、(一)一般海員の信望を傷け、(二)組合事を以て信條とし異議なきや

業の發達を妨ぐるが如き心得乃重行爲あるべからざることに於て一致するや

十四、組合長は一切物質上の援助を爲す上に於て何等の準備なく且つ又之れに對しては絕對に反對なることに異議なきや

以上各項は單に實行委員の意見のみならず各團體に於ける意見として伺ひたる外に各役員間及び本部支部出張所の關係は組合規約の定むる處に依り完全なる秩序と協調を保つこと

組合の役員及び組合員は全力を以て一致協同し本組合の成立發展に對し誠實ある努力を捧げ荷も組合の目的並に利益に反するが如き行動を爲さざること第八項の組合役員に列せざる人々にして尙ほ且つ組合外に在りて組合の成立及び發展に盡力し決して反對の行動を執らざるの誠意ありや 以上

大正十年二月十七日熊野丸機關部員一同より金貳百圓を贈與せらる依て左の領收書並に禮狀を送る

領 收 證

一金貳百圓也

右金額日本海員組合創立費トシテ御寄附被下正ニ拜受仕候也

大正十年二月十七日

神戸市相生町五丁目五六七

日本海員組合創立事務所印

熊丸機關部御一同様